

青森県報

第二千六百五十七号

平成十八年
七月二十四日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十五号

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年十二月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

アセエ青森有限公司

2 住所

八戸市大字河原木字北沼四六番地

3 代表者の氏名

代表取締役 佐々木 政幸

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三戸郡南部町大字斗賀字中ノコキ二九番二二、二九番二四、二九番二五

目 次

規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則……………（総務学事課）…一

告 示

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………（環境政策課）…一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………（高齢福祉課）…二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………（同）…二

公 告

県営土地改良事業計画の決定……………（農村整備課）…三

議 会

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………（調査課）…三

規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月二十四日

三 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設

汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴミくず（これらについては、感染性産業廃棄物を含む）、金属くず（感染性産業廃棄物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（感染性産業廃棄物に限る。）

五 申請年月日

平成十八年三月三十日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

南部町環境衛生課

2 期間

平成十八年七月二十四日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月六日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第五百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う 事業所	指 定 年 月 日
有限会社オ ティスエス ティ	十和田市西四番 町二の七	特定福祉 用具販売	有限会社オ ティスエス ティ	平成 一八・七 二三

青森県告示第五百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名	主たる事務所 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行 う 事業所	指 定 年 月 日
有限会社グ ドリーング グ	青森市本町二丁 目一の一四	訪問介護	ヘルパ ース グ ドリー ン グ	平成 一八・七 二三

有限会社オ フィスエス テイ	十和田市西四番 町二の七	特定介護 用具福祉 販売	有限会社オ フィスエス テイ	十和田市西四番 町二の七	"
有限会社オ フィスエス テイ	十和田市西四番 町二の七	介護予防 福祉用具 貸与	有限会社オ フィスエス テイ	十和田市西四番 町二の七	"

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、新
放し堰地区の県営土地改良事業（基幹水利施設補修事業）計画を定めたので、同条第
五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十八年七月二十五日から同年八月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

議 会

青森県議会告示第一号

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定
める。

平成十八年七月二十四日

青森県議会議長 成 田 一 憲

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十二月青森県議会告示第一

号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭